

次期さいたま市DV防止基本計画への答申書作成のための意見書

1 基本計画の策定に向けた基本的な考え方

<計画策定のための背景には何があるか、計画はどうあるべきか>

No.	提 出 意 見	提言の反映 状況
1	<p>ストレスが多い現代生活の中で、顕在化するDVの件数は今後も増えてくることが予想される。一般市民にもDVが周知されるようになり、対処したり相談したりできる関係機関も充分と言えないかもしれませんが増加し、発生し、顕在化したDVの症例の対処は、以前よりはスムーズに対応できるようになっているかとは思いますが。</p> <p>しかし、更なるDVの早期発見には、密室で発生するためにかくれてしまうDVを相談しやすくする状況や関係機関に届けやすくする制度の工夫は今後も必要と思います。</p> <p>また、最近では女性からのDVで行き詰まった男性が、DVの加害者を殺してしまったように、個々の症例により千差万別と感じもしております。一定の形ではないので、今後力点を置くべき点に、予防を上げたいと考えます。</p>	P9 課題 相談機関の 充実として 記載
2	改正法施行を踏まえる。	P2 2 (3) 国の取組み に記載
3	<p>「第2次さいたま市DV防止基本計画」では、(1)から(7)までの項目について現状と課題を明らかにした上で、5つの基本目標を定めている。(1)から(7)で述べた課題に対応できているのかを検証する作業をした上で、計画を策定する必要がある。</p> <p>「男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)抜粋」資料2-8、「第2次DV防止基本計画の実施状況及び第4次男女共同参画のまちづくりプランで推進する事業について」資料2-10により、検証できるものもあるが、そうでないものもある。「基本目標Ⅱ被害者の早期発見と相談体制の充実」「基本目標Ⅲ被害者の保護と自立支援の充実」「基本目標Ⅳ子どもへの支援」「基本目標Ⅴ関係機関等との連携協力」については、現場で実態を把握している機関や部署のヒアリング(たとえば、早期発見や切れ目のない支援はどこまでできているのか、できている・いないの理由、今後取り組みたい課題など)が必要である。</p>	P4~11 Ⅱ現状と課 題に反映 毎年度、実施 状況を報告 することで 対応 P11 課題に 反映
4	<p>基本目標については、目標の内容が分かるようなたて方が良いと思われる。</p> <p>[参考 埼玉県] 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進【啓発・予防(教育)】</p> <p>基本目標Ⅲ 安心して生活を再建するための自立支援の充実【自立支援】</p>	P14.15 計画の体系 施策の方向 に記載

No.	提 出 意 見	提言の反映 状況
5	支援対象に加害者も含み、暴力行為から抜け出す支援をし、再発を予防する必要がある。	P5 課題に記載 P19 目標V 施策の方向 に記載
6	教育・啓発や加害者支援には、男性学・男性性研究の成果も活かす方がよい。 ・加害の背景に、(従来の?) 男性の心理的傾向(優越志向、権力志向、所有志向)	P6 課題に 反映
7	暴力の予防と根絶に向けて、県や国と連携し、企業・事業所におけるセクハラや性犯罪に関する研修の推進を働きかけることも必要ではないか。	P19 目標V に反映
8	<p>「多様な被害者への配慮」には、子ども・高齢者・障害者・外国人が明記されているが、理解を進めるために実態や課題などを書いてもよいのではないか。例えば、高齢者虐待に関していえば、「厚生労働省「高齢者虐待調査結果(平成29年)」によれば増えており、今後、在宅の要介護者は増える傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待判断件数：1万7,078件(平成29年度、前年度比694件増)。 ・発生原因は、虐待者の介護疲れ・介護ストレス 24.2% <ul style="list-style-type: none"> 虐待者の障害・疾病 21.8% 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 14.2% 被虐待者の認知症症状 13.7% 経済的困窮(経済的問題) 12.3% 虐待者の性格や人格(に基づく言動) 11.5% ・被虐待高齢者：女性76.1% ・加害者：息子40.3%、夫21.1%、娘17.4%、妻6.4% <p>○DVをなくすには、原因の解消が必要であり、ケアラー支援は不可欠である。</p>	P16 目標II 外国人・障害者・高齢者の 課題として 記載
9	さいたま市における基本計画に関しては、国際社会や日本の動向を背景としてとらえ、国際社会や日本の計画を考慮しつつ、市の計画を策定することが大切と考えます。世界や自国無くして、さいたま市が機能することはあり得ないからです。国際社会においては、2010年、国連が“UN-Women”を発足させ、女性・女兒に対する暴力の撤廃を重点分野として対策に取り組んでいます。日本においては、平成27年「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画が我が国における重要課題と位置づけられました。さらに、2020オリンピック・パラリンピックが掲げる「多様性と調和」は、種々の多様性の受け入れをさらに促進すると期待されます。こうした動向を踏まえ、さいたま市では、世界・国・国際イベントにおいて採択された理念や政策に学びつつ、さいたま市の産業特性・地理的位置・気候風土・歴史・人々の気質を考慮し、さいたま市に適合する政策/計画を策定することが、基本的な姿勢と考えます。	P2 2(2) 国際社会の 動向に記載

2 特に力を入れるべき重点施策

<関係法令、市民意識調査等から想定されるさいたま市の課題は何か>

No.	提 出 意 見	提言の反映状況
1	<p>国の基本方針「13 調査研究の推進（1）ア加害者の更正のための指導」では、国の努力目標とされている加害者への施策ですが、できれば、現場の自治体においても、加害者に対する施策も調査研究されたい。</p> <p>もちろん、被害者の保護や支援が最優先されるべきですが、加害者側の憎悪や復讐などといった負の感情やエネルギーを放置したままでは、さらなる被害が拡大する恐れもあるからです。</p>	<p>P5 課題 DVの再発防止として記載 P19 目標V 3</p>
2	<p>予防の観点からすると、DVの予防のみでなく、DVに限らずいじめ、デートDV・児童虐待・介護虐待・各種ハラスメントなど全てに対して、さいたま市に限った課題ではないかもしれませんが、包括的な予防が考慮されるべきと感じております。</p> <p>教育・啓発・啓蒙すべきポイントは下記の2点かと考えます。</p> <p>①個人の人権を尊重することの重要性と自身を大切にすること。 ②自立して他人に依存せずに生きることのできる個人を育てること。</p> <p>幼児期・小学校低学年から成人に至るまで、いろいろな段階があると思いますが、性別の問題ではなく、一人ひとりの個人としての早い段階からの教育や指導を考えたいと思います。</p>	<p>P10 課題 早期の段階からの予防啓発として記載 P5 課題 DVの未然防止として記載</p>
3	<p>第2次の5つの目標は重要 であると思います。</p>	<p>P13 目標に記載</p>
4	<p>交際相手からの暴力の実態、対応の状況、課題の把握（法改正関連）</p>	<p>P9 若年層における交際相手からの暴力に記載予定</p>
5	<p>教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV、デートDVを「知っている」割合は増えたが、より増やす。 ・「暴力とは」についての市民の認識と理解を広め、深める（支配、恐怖、怒り?）。 <p>このことは、予防にもなり、自らが被害者であることに気付くことにもなる。</p> <p>理由：精神的暴力について暴力と認識する割合が低い。 精神的暴力行為をしたことがある人の割合は他の行為に比べて高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者の研修（抜け出す支援、再発防止） ・現在の学校での人権教育は漠然としているので、男女共同参画社会の視点からのものを入れる。 	<p>P4 II - 1 暴力に対する認識として記載 P5 課題に記載 P19 施策の方向に記載 P19 目標V 施策の方向に記載</p>

No.	提 出 意 見	提言の反映状況
6	<p>被害者の早期発見と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談する人の割合は増えてきたが、より増やす。数値目標を立てる。 理由：「相談した」 (さいたま市 平成 28 年 男性 13.0%、女性 38.2%) (国の調査 平成 26 年 男性 16.6%、女性 50.3%) ・男女共同参画に関する市民意識調査の項目に、「窓口の周知度」を入れる ・暴力の形態 (SNS など) の変化への対応 	<p>P9 課題 DV被害の解決として記載</p>
7	<p>被害者の早期発見と相談体制の充実・被害者の保護と自立支援の充実・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の実施状況の検証と課題設定、発展 ・警察と配偶者暴力相談支援センター等のスタッフが連携し、電話かけや訪問することで、該当者や家庭を孤立させない。 	<p>P11 課題 関係機関等との連携について記載</p>
8	<p>さいたま市の取組は、世界や日本全体の状況を踏まえつつ、正当な方向を取っていると考えます。例えば、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(素案)、第2章の7、VII「女性に対する暴力のないまちづくり」において、細部へ枝分かれしつつ、〔基本施策〕の構造がきれいに構築されています。</p> <p>特に有意義と考える施策は「方向3 事業番号22 苦情処理制度の充実」、「方向4 事業番号25 相談事業の充実」です。現代日本の都会では、地域社会の暖かな人間関係が崩壊しつつあり、苦情や困り事があっても気楽に相談したり訴えたりする人々が身の周りに居ません。行政が日常の悩みを救い上げるシステムが必要です。</p> <p>また、特に有意義と考える施策は「目標V 事業番号115 民間賃貸住宅への入居支援」です。DVを受けた人々は、加害者から逃げ安心できる住居が必要です。この事業は、DV被害者を重点的な対象者としては想定してはいませんが、個人/親と子など、避難先を必要とする人々に合わせ、安価な住居を必要期間提供する事業は、DV問題を軽減するに益すると考えます。そして、こうした民間賃貸住宅へは、市の担当職員が定期的に視察や聞き取りを行い、居住者が人間として尊厳ある生活を送っているかどうか、チェックする必要があります。</p>	<p>P11 課題 DVの解決として記載</p> <p>P16 施策の方向3</p> <p>P17 施策の方向1</p> <p>P19 施策の方向4</p>

3 その他（要望・意見等）

No.	提 出 意 見	提言の反映状況
1	<p>計画では「関係機関等との連携協力」という抽象的な一言で表現されているが、計画に載せなくとも、連携協力の中身を具体的に整理・マニュアル化し、事例発生時の迅速な対応に備えてほしい。</p> <p>例えば、DVとともに児童虐待もある場合、児童福祉部門は何を担当して、配偶者暴力支援相談センターはどこを分担するのか。</p> <p>あるいは、高齢者のDVの場合には高齢者虐待の枠組みも関わってくるが、高齢福祉部門や介護保険部門とどう分担するのか、できるだけ細かく具体的に定めておかれたい。</p> <p>さまざまなケースがあるだろうが、できるだけ予めマニュアル化しておくことで、初期対応の迅速化を図ってほしいと思います。</p>	<p>P11 課題 関係機関等との連携について記</p> <p>P16 基本目標Ⅱ 情報連携方法について記載</p>
2	<p>1のNo.3にも書きましたが、検証のためのヒアリングをお願いします。</p> <p>対象：実態と向き合っている機関・職場</p> <p>内容：目標に対して、できていること、できていないこと。それぞれの理由。</p> <p>これから取り組みたいこと、課題など</p> <p>【ヒアリング先例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センター ・ 子ども・高齢者・障害者・外国人虐待対応機関および部署（地域包括支援センターなど） ・ 警察 ・ 弁護士 ・ 妊娠期からの虐待予防対応機関 ・ DV被害者支援団体（協働の状況も含めて） ・ 男女共同参画課 	<p>毎年度、実施状況を報告することで対応</p> <p>P11 課題に反映</p>
3	<p>VI-2-④「外国人のための生活支援策の充実」</p> <p>この項目に記載されている事業は、全て、外国人を支援するという、立場から策定されています。しかし、日本で暮らす外国人は全国平均で2%となり、今後ますます外国人が増加することが予想されます。多くの外国人がどうして日本で居住するか、その目的は多様化するとともに、日本で就労し母国における賃金よりも高い賃金を得るため、つまり金銭目的の人々も増加すると思われれます。支援だけではよいのでしょうか、というのが私の疑問です。日本を十分に知らない外国人には「教育」も必要です。日本での態度振る舞い／服装／慣習を教え、「郷に入りては郷に従え」の考え方を生かし、「日本に住むなら、日本的な調和／清潔／生活態度／男女の振る舞い方の伝統の尊重」を教育し、日本が生活や性において乱れた社会にならない歯止めが必要と考えます。</p>	<p>ご意見として伺う</p>

No.	提 出 意 見	提言の反映状況
4	<p>VII-1-①とVII-1-②「教育・啓発・防止に対する理解と対策」 もしも暴力やハラスメントが起きた場合、匿名で通報できる電話・場所・部局が身近にあることが必要です。そして、近隣社会から、医院から、部署内外から、暴力やハラスメントが疑われる場合は、匿名で通報する窓口を設けるべきと考えます。</p>	<p>P9 課題 DV被害の解決 として記載 P16 施策の方向3</p>
5	<p>前提に関わる大きな問題なのですが、暴力は「女性に対して」だけではありません。高齢者・子ども・障害を持った方々は、男女を問わず身体的／肉体的暴力を受けやすいです。さらに、あらゆる人々が、意図的に他人を傷つけようとする言葉を言われたり、いやがらせ行為を受ける可能性があります。ですから、目標VIIは「あらゆる人に対する暴力のないまちづくり」と表記を変更することが望ましいと考えます。「あらゆる人に対する暴力のないまちづくり」は、「あらゆる人の人権を重んずるまち」でもあり、全ての人の人権が尊重されることは、現代の民主主義国家における根本精神です。</p>	<p>次期まちづくり プランの策定時 に検討。</p>